

○パブリックコメント手続に関するQ & A

Q 1 パブリックコメント手続とはどのような制度ですか。

A パブリックコメント手続とは、広域連合が重要な政策等を決定するに当たり、その案をあらかじめ公表し、皆様からご意見等をいただき、そのご意見等を考慮しながら決定を行うものです。

皆様からお寄せいただいたご意見等は、そのご意見等に対する本広域連合の考え方も併せて公表します。

Q 2 どのような人が意見を提出できるのでしょうか。

A 原則として、県内に住所を有する方、県内に事務所を有する方及び団体、県内にお勤めの方、県内の学校等に通っている方が対象となります。(ただし、案件によってはそれ以外の方も対象となる場合があります。)

Q 3 公表された政策等はどこで見ることができますか。

A 福岡県後期高齢者医療広域連合のホームページでその全文を見ることができます。また、福岡県後期高齢者医療広域連合の事務室でも閲覧することができます。

Q 4 意見を提出するにはどうすればいいですか。

A 意見の提出方法は、

- ① 電子メール
- ② ファクシミリ
- ③ 郵送

があります。

なお、口頭や電話によるものは、内容を正確に記録することができないため受け付けておりません。必ず書面等で提出していただくこととなります。

Q 5 住所や氏名は記載しないとイケませんか(匿名で意見を出すことはできませんか。)

A 意見を提出いただく場合は、住所と氏名などの記載が必要です。

理由は、本広域連合の政策等の策定に参加していただいているという意味から、責任ある立場で意見を提出していただく必要があるということからです。

また、ご意見の内容の確認を行う場合もありますので、この点からも氏名などの記載が必要になります。

Q 6 提出した意見に対する回答はもらえるのですか。

A パブリックコメント手続では、皆様から一時的に多くのご意見・提言が寄せられるため、個別に回答することはしておりません。

なお、どのようなご意見が寄せられたのか(類似のものは取りまとめます)、またそれに対する本広域連合としての考え方を後日公表することにしています。

Q 7 提出した意見はどのように扱われますか。

A いただいたご意見は、単なる賛否のみを表明したもの、公表した政策等に関連のないものを除いて、その内容を考慮しながら政策等の最終的な決定に反映させていきます。

なお、いただいたご意見に対する本広域連合の考え方を公表するとともに、政策等の内容を修正した場合にはその内容や理由もあわせて公表いたします。

Q 8 提出された意見等に係る氏名、住所等の個人情報はどうに取り扱われるのですか。

A 提出されたご意見に含まれる氏名、住所等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、政策等に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

Q 9 反対意見が多ければ政策等は撤回されますか。

A パブリックコメント手続は、本広域連合が行う政策等を決定する前にその内容を皆さんに事前に説明するとともに、提出していただいたご意見を参考により良いものに高めていこうとするもので、公表した政策等の賛否を問うものではありません。

また、提出していただいた意見の多さで判断を行うものではなく、あくまでもご意見の内容を参考とさせていただきます。